

2024（令和6）年4月12日

月形刑務所

所長 小松 一俊 殿

札幌弁護士会

会長 松田 竜

同人権擁護委員会

委員長 佐々木 将司

要 望 書

当弁護士会は、申立人からなされた人権救済申立事件について調査した結果、次のとおり要望する。

第1 要望の趣旨

令和3年9月1日、申立人は、母親宛に現金の郵送送付を出願するとともに、同出願に係る現金書留封筒に眼鏡の購入を依頼する内容が記載された通信文1枚（以下、「本件通信文」という。）の同封を出願したところ、貴刑務所職員は、本件通信文を、これとともに発信を申請されていた知人宛の信書の同封物であると誤認し、そのまま決裁処理が行われた結果、本件通信文は母親ではなく同知人宛に送付された（以下、「本件送付行為」という。）。

本件送付行為は、通知人の通信の秘密（憲法第21条第2項）、プライバシー権（同第13条）を侵害するものであるから、今後このような過ちを犯さないように信書の送付について厳重な管理体制を整え、再発防止策を講じることを要望する。

第2 要望の理由

別紙「調査報告書」のとおり。

以上

調査報告書

事件名 信書の紛失に対する人権救済申立事件

事件番号 2022-5号

受付日 令和4年6月5日

申立人 ●●●●

第1 申立の趣旨

令和3年8月下旬ないし9月上旬に、母親宛に生活費として現金の差入れを依頼する内容の信書を送付するため、同信書を刑事施設職員に対して出願した。

しかしながら、同信書が送付されず、刑務所の説明に依れば誤って別の知人Aに送付してしまったということであった。

そこで同知人に確認したところ、「そのような信書は届いていない」という回答であり、職員の説明は虚偽であることが窺われ、結局のところ信書を紛失したのではないかと思われる。

この事実について、法務大臣に対する苦情申立（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第166条）を行ったところ採択されたので、人権侵害として救済を求みたい。

第2 月形刑務所に対して行った照会について（いずれも事実認定に用いたものに限る）

- 1 令和3年8月下旬ないし9月上旬頃、申立人が母親宛に作成した金銭の差入れを求める信書（便箋1枚）の発信を依頼した事実はありますか。
(回答)

令和3年9月1日、申立人が母親宛に現金の郵送送付を出願するとともに、同出願に係る現金書留封筒に眼鏡の購入を依頼する内容が記載された通信文1枚（以下、「本件通信文」という。）の同封を出願した事実はあります。

- 2 前項記載の事実が認められる場合、当該信書が送付されなかつた事実はありますか。

(回答)

本件通信文が母親宛に送付されなかった事実はありますが、その経緯等は以下のとおりです。

同日、申立人は本件通信文のほか、知人（Aなる人物とは別の人物、以下「同知人」という。）宛て信書1通の発信も申請していたところ、申立人の信書検査を行った検査係は、本件通信文を同知人宛の発信書の同封物であると誤認したまま処理を進め、決裁過程においても上記誤処理の発覚に至らなかつたことから、本件通信文は母親ではなく同知人宛に送付したものです。

- 3 前項記載の事実が認められる場合、貴所職員が申立人に対し、「誤って別の知人（A）に送付した」と説明した事実はありますか。

（回答）

当所職員が申立人に対し、Aなる人物に誤って本件通信文を送付してしまった旨説明した事実はありません。

なお、令和3年9月14日、統括矯正処遇官が申立人に対し、母親に送付すべきであった本件通信文を誤って同知人（Aなる人物とは別の人物）宛てに送付してしまった旨説明しています。

おって、当所では本件事案の発生を受け、信書検査を行う機会が多い職員を対象に研修を実施し、綿密な検査、慎重かつ正確な処理を心がけるよう周知するとともに、同封物を伴う信書の処理については、専任の書信係が検査に当たるなどの再発防止策を講じています。

- 4 前3項の事実に関し、申立人が、法務大臣に対する苦情申立を行った事実はありますか。これが認められる場合、上記申立の結果はどうなりましたか。

（回答）

上記3に係る法務大臣に対する苦情の申出については、令和4年7月1日、申出に理由があるとして採択されています。

第3 当委員会の判断

- 1 月形刑務所の回答によれば、以下の事実が認められる。

令和3年9月1日、申立人は母親宛に、現金の郵送送付を出願するとともに、同出願に係る現金書留封筒に眼鏡の購入を依頼する内容が記載された通信文1枚（以下、「本件通信文」という。）の同封を出願した。

同刑務所職員は、本件通信文を、これとともに発信を申請されていた知人宛の信書の同封物であると誤認し、そのまま決裁処理が行われた結果、本件通信文は母親ではなく同知人宛に送付された（以下、「本件送付行為」という。）。

なお、申立人は母親宛に現金の差入れを依頼する内容の信書の出願をしたと述べるが、かかる事実は認定できなかった。

2 本件送付行為は、通知人の通信の秘密（憲法第21条第2項）、プライバシー権（同第13条）を侵害するものであり、人権侵害が認められる。

また、刑事施設の被収容者は、外部に対して信書の発受信を行うにあたっては、その内容や通数、発受信の方法等に関し種々の制限があることから、このような制限された外部交通権を確保すべき要請は高いといわざるを得ない。

そうすると、本件送付行為は、故意ではなく職員の過失によって惹起されたものであること、誤って送付された信書は、母親に対して眼鏡の購入を依頼する内容が記載されたものであって秘匿性の高い重要な個人情報が含まれるものであるとは言い難いこと、月形刑務所が本件送付行為について比較的に早期に申立人に対して説明していることに加え、再発防止策として信書検査を行う職員を対象に研修を実施し、綿密な検査、慎重かつ正確な処理を心がけるように周知し、同封物を伴う信書の処理については、専任の書信係が検査に当たるなどの再発防止策を講じていること等を考慮しても、本件送付行為による人権侵害は軽微なものであるとは言えず、本件送付行為に対しては措置を執る必要がある。

3 よって、月形刑務所に対しては、要望書記載のとおりの措置を行うべきである。

以上